

議案第 67 号

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例の廃止について

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例（平成 27 年松阪市条例第 4 号）を次のように廃止する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例を廃止する条例
松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例（平成 27 年松阪市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。